

改 正 後		改 正 前	
<p>（有機飼料の生産の原則）</p> <p>第2条 有機飼料は、原材料である、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）<u>、有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）及び有機加工食品の日本農林規格（令和4年9月1日財務省・農林水産省告示第18号）第3条に規定する有機加工食品（以下「有機加工食品」という。）</u>の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。</p> <p>（生産の方法についての基準）</p> <p>第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p>		<p>（有機飼料の生産の原則）</p> <p>第2条 有機飼料は、原材料である、有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）<u>、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）第3条に規定する有機加工食品（以下「有機加工食品」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）</u>の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された飼料添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。</p> <p>（生産の方法についての基準）</p> <p>第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。</p>	
事 項	基 準	事 項	基 準
原 材 料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その飼料を製造し、又は加工する者により生産され、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第10条又は第30条の規定により格付されたもの又は(4)に規定する同等国格付飼料にあってはこの限りでない。 (1)～(3) (略) (4) 有機飼料（有機飼料の入手が困難な場合にあっては、同等国格付飼料（日本農林規格等に関する法律施行規則（令和4年財務省・農林水産省令第3号）第30条に規定する国において法第12条第2項に規定する格付の制度に基づき格付された飼料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国の政府機関その他これに準ずるものとして <u>主務大臣</u> が指定するものによって発行された証明書（法第12条第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。）又はその写しが添付されているものに限る。）を含む。 ア～オ (略) 2～9 (略)	原 材 料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その飼料を製造し、又は加工する者により生産され、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第10条又は第30条の規定により格付されたもの又は(4)に規定する同等国格付飼料にあってはこの限りでない。 (1)～(3) (略) (4) 有機飼料（有機飼料の入手が困難な場合にあっては、同等国格付飼料（日本農林規格等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に規定する国において法第12条第2項に規定する格付の制度に基づき格付された飼料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国の政府機関その他これに準ずるものとして <u>農林水産大臣</u> が指定するものによって発行された証明書（法第12条第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。）又はその写しが添付されているものに限る。）を含む。 ア～オ (略) 2～9 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)

